

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開して  
います。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成29年8月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年8月16日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後2時53分

会 場 社会福祉センター2階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 2名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	社会教育課長	檜垣 幸夫
	文 化 課 長	鈴木 千春	市民音楽ホール館長	曾山 澄雄
	美 術 館 長	宍戸 信	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

- ・議決事項5件の上程

#### 2 報告事項

##### ①教育長より2件報告

・7月21日開催の印教連常任委員会及び教育長会議、夏季休業中における開催の好学チャレンジ教室について報告する。

1つ目の印教連常任委員会及び教育長会議についてである。印教連常任委員会では、主に研修視察、教育功労者表彰について協議した。研修視察は、白井市が担当し、11月10日、県立栄特別支援学校、白井市にあるJRA競馬学校を視察することになった。印教連教育功労者表彰は、選考の手順、選考委員の選出、表彰式の日程について協議し、30年2月2日に表彰式を開催することとなった。

2つ目の教育長会議であるが、主に北総教育事務所からの指示事項及び情

報交換を行った。北総教育事務所からは、管内の教職員の状況、人数等、学校訪問を終えての感想を踏まえて、安全、安心で信頼される学校づくりの推進、人材育成、勤務時間の適正管理などについての話があった。

大きく2つ目の好学チャレンジ教室については、大きな事故もなく夏季休業を迎えた学校は、補修的な学習機会を実施し、好学チャレンジ教室と題して個別指導に全ての学校が取り組んでいる。私も学校訪問をしてきた。どの学校も個別支援を行いながら、学力の定着を図る取り組みをしている。また、大学生や地域の支援者が子どもたちの学習を支援し、指導の補助を行っている学校もあった。今後継続的に取り組むことが大事であると改めて認識した。

#### ②佐倉市スクールガード<アイアイプロジェクト>フォーラムについて

【学務課長】

佐倉市スクールガード<アイアイプロジェクト>フォーラムについて報告する。

去る8月1日火曜日9時20分から、中央公民館において第12回佐倉市スクールガードフォーラムを開催したので報告する。

当日は、茅野教育長と熊倉委員にご出席をいただき、スクールガードボランティア、保護者、学校関係者を合わせて162名の皆様方にご参加をいただいた。今年度は、前半に6名のパネラーによるパネルディスカッションを行った。パネラーの皆様方には、「見守り活動から始める地域の絆づくり」というテーマで、それぞれのご意見を述べていただいた。この意見交換では、子どもの安全を守るために、お互いに連携したり補いながら活動し、顔をつなげることの大切さを確認することができた。

また、後半は地区別討論会として、「アイアイプロジェクト活動の活性化に向けて」というテーマで、現状や課題を挙げながら情報や意見の交換をしていただいた。今後アイアイプロジェクト活動の裾野を広げ、見守り活動にとどまらず、地域の教育力向上に努めていくことを確認して、閉会とした。

ご参加いただいた皆様方からは、さまざまな意見を聞くことができ有意義であったとか、子どもと挨拶を交わすなど見守りとともに信頼関係づくりを進めることが大切であるなどの感想や意見が寄せられた。

#### ③平成29年度第1回佐倉市いじめ対策調査会について【指導課長】

平成29年度第1回佐倉市いじめ対策調査会について報告する。

先月の定例会で報告したとおり、今月の21日、来週の月曜日になるが、いじめ対策調査会を別紙のとおり開催する。委員は2年間の委嘱となっているので、変更はない。今回の内容としては、3月に国法の改定があったので、その周知、確認と昨年度末までのいじめの状況報告、本年度まで行った取り組み等についてお知らせをし、意見交換を行う予定である。次回は、2月の下旬ごろに行う予定である。

#### ④感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

前回の会議後すぐに夏季休業に入ったので、1学期の状況という形で報告する。1学期に最も多かった感染症はインフルエンザで224件報告があった。次に、感染性胃腸炎が165件、溶連菌感染症が140件報告されている。全体的に見ると、インフルエンザは昨年度の同時期と比較すると約2.7倍という

数であったが、昨年度非常に多かった流行性耳下腺炎は約 11 分の 1、それから水痘症のほうがか約 3 分の 1 に減っているという状況である。

なお、熱中症の救急搬送の件については、夏季休業中に 1 件、中学校の部活動の練習中に発生した件で報告があった。症状としては比較的軽く済み、点滴後ぐあいがよくなったという報告を受けている。

⑤平成 30 年度使用教科用図書の採択について【学務課長】

平成 30 年度使用教科用図書の採択について報告する。

平成 30 年度使用教科用図書について、佐倉市では 7 月の定例教育委員会議の中で採択をしていただき、採択結果を印旛採択地区協議会事務局に報告をしたところである。このたび印旛採択地区協議会長から印旛採択地区内の全ての市町教育委員会が同一の教科書を採択したとのご報告をいただいたので、報告させていただく。

なお、教科用図書の採択結果や主な採択理由については、本年の 8 月 31 日までは非公開となっていることを申し伝える。

⑥いじめの状況報告について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

1 学期末のいじめの月例の調査報告については、認知件数が 146 件報告があった。前年度の同時期と比較すると 19 件の減少ということであった。内容としては、冷やかしやからかい、悪口等が 96 件、軽くぶつかられたり遊んだふりをして、たたかれたり蹴られたりしたが 28 件報告された。発見のきっかけとしては、アンケートが 40 件、それから本人あるいは保護者からの訴えが 34 件であった。

1 学期の傾向として小中学校ともに男子と女子の発生の割合は大体 6 対 4 で、男子のほう若干多いという傾向であった。特に 7 月に限って言うと、中学校 1 年生の男子の割合が多かったという報告があった。あと 7 月のネットいじめは 1 件発生して、ライン上のものという報告であった。

夏季休業も残りあと 2 週間となるので、気になる子どもたちに対しては家庭訪問あるいは電話連絡等を積極的に行って、2 学期のスタートがスムーズに進むよう指導してまいりたいと思う。

《報告事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

1 学期は、インフルエンザが一番多かったということで、インフルエンザがなかなかゼロにならないということだが、第 31 週、7 月 31 日から 6 日までは、一旦ちょっとふえた。定点当たり 1.17 人になったので、一応流行の兆しということだが、先週の 32 週は 7 人に減って、定点当たり 0.29 になったので、このまま落ちつくとは思いますが、新学期のときにちょっと注意をしていただきたい。

今一番多いのは手足口病で、第 31 週が定点当たり 9.31 人で、第 32 週、先週が 8.50 になった。警報レベルが 5.0 以上なので、これは少しそのまま気をつけていただくと、これはもう低学年、幼稚園児とか、その辺だと思う。小学校の高学年、中学生はまず大丈夫だと思うが、気をつけていただきたい。

それから、感染性胃腸炎は確かに減り、第 32 週が、定点当たり 1.63 人である。これはもうこのままおさまると思うので、今の状況は大体そのようなところであ

る。

**【委員1名より】**

先日行われた佐倉市スクールガードフォーラムに出席させていただいたが、今回は今までの講義、講演という形ではなくて、パネルディスカッションという新しいスタイルがとられていた。これに関しては、限られた時間の中ではあったが、その後の地区交流討論会のほうにも活発な意見交換につながる有意義な時間になっていたのではないかなというふうに感じている。

松戸市の事件を受けてというところで、いろいろとご意見が出ていたが、今までスクールガードボランティアさん、あと児童生徒というところでのつながりであったものを、さらに認識を深めて顔や名前をお互いによく覚える、またそこからさらに挨拶や会話というものを持ってつながり、学校、地域と家庭がさらによりよい連携とつながりを持って、よりよい安全を守っていくという話が出ていたので、そのあたり今回ご参加いただいた160名の方々は、またさらに各地域、各学校に持ち帰って、よりよい安全、安心見守り活動というのが展開されればなというふうに感じた。

**【委員1名より】**

いじめについて、この146件というのは事実ありが146、それとも申告ありが146件どちらか。

**【指導課長】**

学校のほうから報告が上がってきている、今の時代は子どもたちのほうから例えばこういうふうにいじめを受けたという申告があれば、それを学校のほうは全て認知をしたということで一旦捉える。

**【委員1名より】**

なるほど。その中で調べて、事実なしもあるわけか。

**【指導課長】**

中にはこれはちょっとした行き違いの部分ということもある。

**【委員1名より】**

いじめもこうやって表に出るのは非常にいいと思う。ただ、表に出ない、沈んだ、言えないのもあると思うので、そこら辺をやっばりすくい上げるチャンネルというのか、それだけではなくて、いろんな面で、いろんなチャンネルからアプローチできるような体制も必要なのかなと思う。本当に深刻ないじめというのが果たして出てくるか、沈んでいるのではないかなというふうな気持ちもしないでもないで、ですから1つだけのアンケートならアンケートだけではなくて、いろんな子どもに対するアプローチとか子どもがいろんな意見を言えるとか、いろんな相談できるとか、そういうのがいろいろこちらのほうでチャンネルをいろいろ持っているのも必要なのかなというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

**【指導課長】**

ありがとうございます。それで、今回8月15日号の広報にいじめに関してということで、ちょっと掲載をことしやらせていただいた。やはり子どもたちのほうが学校の先生に相談をしづらいという部分のことも考えられるので、相談窓口のほうのもう一回系統だてたりとか、あとやはり保護者のほうにも協力をいただか

ないと、なかなか見えない部分がたくさんあるので、その辺のチェック項目等を含めては、今回ちょっと広報のほうでもう一回周知をさせていただいたところである。この後も本当にきめ細かに対応していきたいと思っている。

**【委員1名より】**

学校だけ、自分のところのエリアだけだと言いつらいと、それが違うところだと周りに教えてもらおうとか本音のことも言いやすいとか、いろいろあるので、そこから辺のチャンネルをいろいろ用意してもらえればというふうに思う。

**【委員1名より】**

いじめ対策調査会の件について、21日に開かれるということだが、今回特別なことが、議題は一応内容が書いてあるが、何かあるのか。

**【指導課長】**

特にというような形で、昨年度の重大事態という形のものとは報告されていないので、取手市のほうや何かでいじめの再調査をという形のことや何かがあったので、その辺のところや何か含めてその第三者委員会の確認も含めて、ちょっと議題に上がってくるかなというふうには思うが、大きな部分としては、国法の改定があったので、その辺を説明させていただきたいと思っている。

**【委員1名より】**

この結果は次回の委員会で報告があるのか。

**【指導課長】**

要録を出させていただくようにする。

**【委員1名より】**

スクールガードボランティアのことについて、これは学区内での活動が主ということか。これの学区を越えた現地での活動というのは結構あるのか。

**【学務課長】**

基本地域の子どもたちの見守り活動については、通学路を中心として行っているので、1つの学校に複数のガードボランティアの団体がいるケースもあるが、それぞれのガードボランティアさんとして分担をしながら見守り活動をしていただく。学区ごとのボランティアさんの集まりや情報交換については、こういうスクールガードフォーラムのような機会にそれぞれの取り組みの情報交換をしていただいて、よいものを取り入れていただいているような状況である。

**【委員1名より】**

先ほど松戸の事件の話が出たが、ボランティアが紛れ込んでいるというか、もうはっきり顔がわからないようなのがあったというので、このアンケートの中にグリーンのベストだけでなく、顔や名前を覚え、挨拶を交わすなどの信頼関係を築くとあるが、同じ区域でしたらそういうことは可能だと思うが、ただ区域を越えてしまうと、ちょっとその辺が心配になった。それでちょっと質問をさせていただいた。

**【教育長職務代理人】**

スクールガードの話について、よく近所の方から高齢化で俺やめたいのだけれども、でも後がないから困ったなという声が聞こえてくるのだが、その辺の新規参加者の募集というか、お願いというのか。その辺あたりのことについては、委員会としては何かグループの方にお話をされているのか。それとももう全面的

にそちらのほうへお任せするから、補充するなり、かけるなり考えてください、ということになっているのか。

**【学務課長】**

委員もおっしゃったとおり、どこのガードボランティアの団体さんも新しい若い方々のボランティアへの参加というのは課題にされている団体さんが多く聞かれる。つまり、課題のあることは確かだが、そこに学校とPTAと、それからガードさんの方々の地区というところで、例えばPTAを卒業されて、さらに残って子どもたちの見守りをやっていただけの方々などの加入なんかも積極的に呼びかけていこうとか、それぞれの地域によって、あるいは地区によって実情が異なるもので、それぞれのボランティアさんのいろいろな取り組みによって啓発をしていただきながら、裾野を広げていきたいと思いますというような話になっている。

**【教育長職務代理人】**

1万人以上の多数の方が参加いただいているので、ぜひその線を維持しながら、子どもの安全、安心を維持していただきたいと思う。

#### 4 議決事項

議案第1号 平成29年度佐倉市教育費8月補正予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：教育委員会に係る歳入予算について、こちらは32万2,000円の増額要求となっており、歳出予算については1,916万6,000円の増額要求である。

次に、資料の2ページ、15款県支出金の委託金32万2,000円の増額は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業を千葉県の委託事業として実施し、実施後経費の全額を委託金として収入するものである。なお、対象校は印南小学校及び根郷中学校となっており、オリンピック・パラリンピック競技の体験や障害者福祉施設利用者との交流体験等を実施する予定となっている。

続いて、歳出について説明する。資料の3ページ、1項教育総務費、2目事務局費、2の教育総務一般事務費220万1,000円の増額補正である。こちらは休業代替分の臨時職員に係る予算に不足が生じる見込みとなったことから、この不足分を増額するものである。

次に、同じく1項教育総務費、3目教育研究指導費の3、教育課題研究事業32万2,000円は、歳入のところでもご説明したが、オリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業に要する講師謝礼、消耗品費等を計上するものである。

続いて、その下の5項社会教育費、6目美術館費、9の美術館施設改修事業1,664万3,000円については、佐倉市立美術館の消火設備の老朽化によるふぐあいが生じたことから、この設備の制御盤更新工事を行うものである。

補正予算の説明については以上となる。

#### 《議決事項についての質疑概要》

**【委員1名より】**

歳出の1項2目事務局費の中の220万1,000円について、事故対策費ということになっているが、これは何の事故なのか。

**【教育総務課長】**

例えば自然災害、交通事故だとか、また急な病気など、本当に突発的な事故に遭ったことによって勤務ができなくなった、そういった方の代替職員を確保するための予算となっている。

**【委員1名より】**

歳出について、1項3目、教育研究指導費、講師謝礼に14万円が計上されているが、これは1回当たり幾らぐらいで、どういう内容で何回やるかというのをちょっと教えてほしい。

**【指導課長】**

済みません、ちょっと細かな数字まで申しわけないが、確認していなかった。内容は、印南小学校と根郷中学校が今年度オリンピック・パラリンピックの県の事業の対象校という形になり、そのところで体験教室か何かに実際の選手とか関係者が来てくれて、直接そのところで体験をさせてもらっているという形の講師の謝礼になる。回数等につきましては、申しわけございません。

**【教育次長】**

今の件で私のほうから補足させていただく。学校のほうからあがってきた予算書を精査すると、大体4回程度で講師の方にお支払いするというので、大体お1人当たりはおおよそ1万円前後を想定しているという形になる。

**【委員1名より】**

そうすると、お1人1万円ということになる。1回に大体三、四人ということなのか。

**【教育次長】**

そうですね。

**【委員1名より】**

これは主にスポーツ選手とか、そういう関係の方が見えるのか。

**【教育次長】**

一応民間企業とかスポーツ関係のそういうパラリンピックを支援する団体とかがあるので、そういうところとお話をして講師を派遣していただくと聞いている。

《議決結果》

可決

議案第2号 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

文化課長より上程議案の説明

内容： 議案第2号、第3号については、前回と前々回の定例教育委員会議において協議事項として委員の皆様にご協議いただいたところであるが、文化財施設の使用料の見直しに伴い、条例を改正しようとするものである。その内容については、本年4月に示された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、旧堀田邸の施設使用料の一部を改正するとともに、武家屋敷について施設使用料を新規に

設定しようとする第2号に該当するものと、あわせて第3号においては武家屋敷に新たに施設使用料を設定することとしているが、その前提となっている武家屋敷の設置管理条例に施設使用料を定めた条文がないことから、そのために必要な条文、文言等を加えるということの内容である。

本日の会議で議決いただいた後は、8月の市議会定例会に上程させていただく予定である。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

まず議案第2号の1ページについて、上のほうに別表第2中というのがあるが、金額だけ書いてあるのが2つあるが、これ後ろの条例を見ると、ちゃんとわかるのだが、先月の協議事項のときはちゃんとこの辺の説明を書いていた。しかし、今回はただ数字だけ並んでいるので、順序からすると上が居間棟で、下が座敷棟だろうと思うが、もしこれ逆に考えると、ちょっとわからなかったのもので、その辺要するに書き方だけのことである。もう少し詳しく書いていただいたほうがありがたい。

##### 【文化課長】

確かにこれだけ見るとわかりづらいところであるが、これは条例改正担当のほうの表記の仕方というか、それに沿っているところで、その辺のお話はこちらだけを変えろというわけにはいかないところがあり、このような表記になっている。

##### 【委員1名より】

常識的に考えれば順序がこうだからいいのだが、もしひねくれて考えると居間棟が2,590円で、座敷棟が2,800円というふうには考えられないわけだね、結局。

##### 【教育総務課企画財務班長】

私が過去に法制執務のほうの担当をしていたことから申し上げますと、条例の改正に当たっては、やはり基本的には既存の条例の条文上の修正をするところのみをつかんで、修正される側のものを、相当するものをAをBに変えるというように、できるだけ狭くつかむというのが一応法制執務上の基本的なルールになっている。例外はあるが、このようなルールになっており、一見するとちょっとわかりにくいと思うが、一応条例の改正条文としてはこういう表記をされるのが比較的多い傾向にある。

##### 【委員1名】

別にこれでわかるが、先月の協議事項のときはちゃんと書いてくれたので、あっちのほうが丁寧だったということである。これが一応公式としてはそういうことになるということだね。わかりました。

#### 《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

市民音楽ホール館長より上程議案の説明

内容：本件については、6月と7月の教育委員会会議において協議事項とさせていただい

ており、委員の皆様にご協議をいただいたものである。改正の内容については、その際にご説明をさせていただいた佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、市民音楽ホールの施設使用料を改正するとともに、映写機の廃棄に伴う舞台等備品設備の上限額を改めようとするものである。7月の教育委員会議時点から改正案についての変更はない。本日の会議で議決をいただいた後、8月市議会定例会に上程させていただく予定である。

資料の1ページ、こちらが先ほどの改め文になっており、別表第1中の上段の表が現行料金、次のページの新旧対照表を見ると旧のほうで右側のほうの表の数字がこちらに記載されている。次に1ページ、その下の表については改正案となり、次の2ページ左側の改正後の表の表示が記載されている。

今回の改正においては、市内在住者以外の方の使用に際して現在8割の割り増し料金にしているが、これを10割に改めるというところと、先ほどご説明した映写機の廃棄処分に伴い、プロジェクターが上限額となるので、3,240円から1,080円に改めようとするものである。

施行日については、公布の日から施行するというようになっており、平成30年4月以降の佐倉市民音楽ホールの使用に関する使用料について適用する案件である。

続いて、4ページの一番右の列になるが、改定率というところで、一番下の第1練習室の午前の部の改定率、それから次のページへ行き、午後の部、全日の部の改定率に誤りがあった。そして、第2練習室についても、午前の部から全日までにおいてコンマ数%の計算誤りがあり、今回のこちらの資料の中で訂正させていただいている。なお、改定額の金額について変更はない。

#### 《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美術館長より上程議案の説明

内容：この議案についても、先月、先々月にご審議いただいたものである。本日議決いただいたら、8月の議会に上程する。この条例改正の美術館、主たるものは施設使用料、1ページの資料であるが、当該施設使用料の額に10分の15を乗じて得た額を使用料の額とするところを、単位時間における使用料の10割の額を割り増し使用料として別に徴収するよう改めるというものである。

これについては、市外在住者や活動の拠点が佐倉市内にないものに対して割り増しの料金を頂戴するということである。その10割というところは、この4月に策定された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針の中に、市外については10割の割り増しとしており、それに合致させるということである。

#### 《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理者】

1ページの経過措置、ここの文言、適用が30年4月1日以後、その次の行のと

ころに申請、29年12月1日以後の承認申請があったものについて適用すると、これは美術館の使用については何日前までに手続をすればいいことになっているのか。

**【美術館長】**

美術館の予約受け付けは9カ月前ということで、4月の受け付けはもう既に始まっている。この後は、議会で議決いただきましたら二月程度周知の時間を設けさせていただき、12月1日以降に申請のご予約をいただくものについては新しい料金を適用していくこととなっている。

**【教育長職務代理人】**

比較して申しわけないが、先ほど音楽ホールについてはその手続、これ前もって何月何日以後の云々という、この文言がない。その辺の整合性というのはいかがか。

**【市民音楽ホール館長】**

音楽ホールについては、来年1月22日から9月22日まで休館期間となっており、30年4月以降新料金を適用することになっているが、その新たに新料金を適用した中でのご利用が9月以降となり、9月の予約の受け付けが9カ月前から開始するので、ちょうど12月1日からの受け付けとなっている。受け付けとしては他の施設と同様ということになるので、その議会で議決をいただいた後、約3カ月あるので、周知のほうを徹底していきたいと考えている。

**【教育長職務代理人】**

たまたま休館日ということか。法令というのは、たまたまのところは除外して考えるのか、その辺はいかがか。一般的に言えば、この美術館のこれでは29年12月1日から9カ月後の手続を開始すると、ではこれ音楽ホールがもし1日手前で工事が全部完了しているという想定にしたときには、当然この文言は必要になってくる。だから、休館だからという前提というのは、ちょっと理解ができない。

**【市民音楽ホール館長】**

一応先ほどの休館との関係については、行政管理課の市の法規関係を担当する課のほうと調整をさせていただいた中で、このような形にさせていただいたというような状況である。

**【教育長職務代理人】**

その辺がちょっとよくわからないが、わかりました。ということで、29年12月1日というのが意味を持つてくるということだね。ありがとうございます。

**【委員1名より】**

美術館の展示室ごとの料金設定について教えていただきたい。展示ボードがあると思うが、あれの枚数って基準、展覧会によって使用枚数が違ってくると思うが、あれも込みでこの中に入っているのか。何枚使ったら幾つかという、そういうのはどうなのか。その辺ちょっと教えていただきたい。

**【美術館長】**

可動壁というふうに呼んでいるのだが、壁を出すことによって1つの展示室が、3階のフロアを第1から第3まで分けることができる。仕切りを入れることによって、それが展示できる部分になるのだが、その辺は仕切りによって展示室をつくるので、壁の長さというのは多少変わってくる。こちら美術館としては1つの場所を3つ、それぞれの部屋をお使いいただくということで、その壁を何枚出したからど

うこうということではない。

**【委員1名より】**

多分新しくなってから行っていないのだが、かなり汚れていた。ああいう費用もかかるので、その辺の修理費も含めてのことも考えておかないといけないと。それから、仕切りの程度では部屋の大きさは変わってくるよね、当然。それはないのか。

**【美術館長】**

全室、3階全てをお使いいただき、壁を1枚も出さずにお使いになる団体の方もいらっしゃる、作品点数が多いので、なるべく壁はたくさん出してくださいというところもある。昨年4カ月お休みいただいた間に壁のほうも塗りかえているので、利用者の方にはなるべく白い手袋をして作業をしていただくとか、ご協力を求めているところである。何とか今のいい状態を長くというふうに考えて、私どももそうですが、利用者の方にもご協力していただき、この状態を長く維持していきたいと思っている。この後、現在の壁の状況をごらんいただければと思うので、お待ちしている。

**【委員1名より】**

わかった。いろいろそういう考えも込みでの値段ということでもいいわけだね。ありがとうございます。

《議決結果》

可決

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成29年9月定例会 9月20日（水）午後2時00分より  
1号館3階会議室